

就労証明書

横浜市 宛

「国が定める標準的な様式」に、**横浜市の審査で使用しない項目・重要な項目をわかりやすく示した様式**となります。こちらの様式に記載いただき、提出いただいても問題ありません。

Excelデータの様式には欄外に各項目の説明を記載しています。
データの様式を活用したい場合には

横浜市 就労証明書

検索

・・・斜線は審査で使用しない項目

・・・太枠は重要な項目

証明日西暦年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号— —

担当者名

記載者連絡先— —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄													
1	業種	☐ 農業・林業☐ 漁業☐ 鉱業・採石業・砂利採取業☐ 建設業☐ 製造業☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業☐ 運輸業・郵便業☐ 卸売業・小売業☐ 金融業・保険業☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス☐ 宿泊業・飲食サービス業☐ 生活関連サービス業・娯楽業☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業☐ 複合サービス事業☐ 公務☐ その他()													
2	フリガナ														
	本人氏名											生年月日	年	月	日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年 月 日 ~ 年 月 日								
4	本人就労先事業所	名称													
		住所													
5	雇用の形態	☐ 正社員☐ パート・アルバイト☐ 派遣社員☐ 契約社員☐ 会計年度任用職員☐ 非常勤・臨時職員☐ 役員 ☐ 自営業主☐ 自営業専従者☐ 家族従業者☐ 内職☐ 業務委託☐ その他()													
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						
		一月当たりの就労日数				月間 日				一週当たりの就労日数 週間 日					
		平日				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
		土曜				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
		日祝				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間				☐ 月間 ☐ 週間		時間 分 (うち休憩時間 分)							
		就労日数				☐ 月間 ☐ 週間		日							
		主な就労時間帯・シフト時間帯				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月				年月	年 月				年月	年 月		
		日／月				時間／月				日／月		時間／月		日／月 時間／月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日													
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定☐ 取得中☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日													
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定☐ 取得中☐ 取得済み理由☐ 介護休業☐ 病休☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日													
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定☐ 復職済み 年 月 日													
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)													
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無													
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定													
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否													
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否													
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日													
18	備考欄														
19	保護者記載欄	児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日											
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日											
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日											

記入する際にご確認いただきたいこと（重要）

この用紙は給付認定や施設・事業利用等にあたり必要な書類です。
事実と相違した場合は、施設・事業を利用できなくなる場合があります。
その他ご不明な点がありましたら、区役所こども家庭支援課へお問い合わせください。

< 記載される就労先事業者等の方へ >

- ◆ 横浜市ウェブサイトにて、本様式のExcel版・記載要領・記載例等を掲載していますので、**必ずご確認の上、記載してください。**
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html>
- ◆ 横浜市から記載内容についてご連絡する場合があります。
- ◆ 提出された証明書は返却できませんので、記載漏れ等があった場合は申請者を通じて再度提出をお願いします。
- ◆ 訂正の際は、二重線で消してください。修正液や消えるボールペンは使用できません。



～記載にあたって特に注意していただきたいこと～

雇用（予定）期間等（No.3）：無期雇用の場合でも、期間の始期（雇用開始日）の記載が必要なため、必ず記載してください。

※注意 雇用開始日は有期・無期 有期雇用の場合で継続して更新している場合は、最初の契約開始日を記載してください。
問わず必須項目です 保育所等に入所次第就労開始予定で雇用開始日を記載できない場合、その旨を「備考欄（No.18）」に記載してください。

就労時間（No.6）：実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数及び就労時間（休憩時間含む）を記載してください。

保育所等の入所審査等において使用するため、合計時間及び就労日数は必ず記載してください。

育児短時間勤務制度の利用により日数及び時間に変更されている場合には、変更前の日数及び時間を記載し、「育児のための短時間勤務制度利用有無（No.12）」に変更後の就労時間帯及び期間を記載してください。

（雇用契約の）満了後の更新の有無（No.14）：無期雇用の場合には記載不要です。

入所内定時育休短縮可否（No.15）：保育所等の入所が内定した場合、利用開始月中に育児休業を終了することが可能か記載してください。

※ 4月1日利用開始の場合、利用開始月である4月の末日までに育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。

単身赴任期間（予定含む）（No.17）：単身赴任をしている場合（予定含む）に記載してください。赴任の終了日が未定の場合は、開始日のみ記載してください。

備考欄（No.18）：以下にあてはまる場合や、そのほか記載しておきたい事項があれば、備考欄に記載してください。

・就労時間・日数を増やす予定がある場合（保育所等が利用決定した際に増やせる場合を含む）は、以下の3点を記載してください。

①就労時間・日数等を増やせる時期、②増やせる場合の一月当たりの就労日数、③増やせる場合の一月当たりの就労時間

【記載例】保育所等の利用を開始する月から、月16日、月128時間に増やします。

・既に退職している、または退職が決まっている場合は、必ず退職（予定）年月日を記載してください。

・産前産後休業または育児休業を複数回取得している場合は、その期間を記載してください。

【記載例】産前産後休業：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

・令和7年度入所より、「常態的に月2回以上の夜勤がある」場合には、別の様式（夜勤証明書）にて証明いただくこととなりました。そのため、保護者から夜勤証明書の作成依頼があった場合には、作成をお願いします。

なお、代替として、備考欄（No.18）に「月2回以上の夜勤あり」と記載いただくことも可能です。ただし、「月2回以上」の記載がない場合には夜勤証明書の代替となりませんので、ご注意ください。

< 保護者の方へ >

- ◆ 提出された書類の証明事項について、「記載者連絡先」に確認することがあります。
- ◆ 就労状況を確認するため、追加書類を求めることがあります。
- ◆ 自営業の方等の場合、就労に関する客観的資料の提出を求めることがあります。
例：営業許可証、開業届、登記簿謄本、確定申告書、取引先との請負契約書、業務委託契約書の写し等
- ◆ 利用調整上のランクにおいては「一月当たりの就労日数」及び「就労の合計時間（月間）」で判断します。
休憩時間を含んだ合計時間が記載されているか確認の上、ご提出ください（変則就労の場合は週間での記載も可）。
- ◆ 変則就労の場合、シフト表等を求めることがあります。
- ◆ きょうだいで同時に申請する場合は、きょうだい人数分をコピーしてご提出ください。
- ◆ 提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が、提出日から6か月より前のものである場合、給付認定及び利用調整上不利になることがあります。※現況確認はこの限りではありません。
- ◆ 以下のウェブサイトの「夜勤証明書」に記載のある「常態的に月2回以上の夜勤がある」に該当する場合には、勤務先に様式の作成を依頼してください。
なお、様式の作成に代わり、就労証明書の備考欄（No.18）に「月2回以上の夜勤あり」と記載いただくことも可能としています。その場合、「月2回以上」の記載がない場合（月当たりの回数の記載がない場合や、就労時間帯のみの記載の場合等）には、月2回以上の夜勤がないものとみなします。
- ◆ 「保護者記載欄」に児童名等を記載してください。

★夜勤証明書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html>

